

⑥ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)									
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	-	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父、祖母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）3人目以上は1人につき5,000円</td> </tr> <tr> <td>教育加算</td> <td>扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000円	子、孫、父母、祖父、祖母、弟妹、重度心身障害者	2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）3人目以上は1人につき5,000円	教育加算	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	4,063,222	245,023	
	区分			手当の額										
	配偶者			13,000円										
子、孫、父母、祖父、祖母、弟妹、重度心身障害者	2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）3人目以上は1人につき5,000円													
教育加算	扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。													
住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	<p>〈国の制度〉 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅（新築又は購入から5年を経過していない場合）に対し支給。</p> <p>借家等 〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額－12,000円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝11,000円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2</p> <p>自宅 2,500円 別居する配偶者のための自宅には支給しない。</p>	千円	円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額－10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額 27,000円）</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	借家等	〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額－10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額 27,000円）	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	3,500円	別居する配偶者のための自宅	1,750円	1,769,544	114,489
区分			手当の額											
借家等			〔家賃月23,000円以下〕 支給額＝家賃相当額－10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額 27,000円）											
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額													
自宅居住者	3,500円													
別居する配偶者のための自宅	1,750円													
通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	<p>〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000～24,500円</p> <p>特急列車、高速道の加算限度 20,000円</p>	千円	円										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～35,870円。（自動車・バイク・自転車とも同額。）</td> </tr> <tr> <td>特急列車、高速道の加算</td> <td>通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度 30,000円）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～35,870円。（自動車・バイク・自転車とも同額。）	特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度 30,000円）	2,766,917	108,587		
区分			手当の額											
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで													
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～35,870円。（自動車・バイク・自転車とも同額。）													
特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度 30,000円）													

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)												
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	千円 462,283	円 297,862												
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	-	千円 705,570	円 211,058												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額 (勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>病院(医師以外)</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額 (勤務1回につき)	医師・歯科医師	20,000円	病院(医師以外)	5,900円	一般の宿日直	4,200円	特別支援教育諸学校	6,900円	警察	7,200円
	区分					手当の額 (勤務1回につき)											
	医師・歯科医師					20,000円											
	病院(医師以外)					5,900円											
	一般の宿日直					4,200円											
特別支援教育諸学校	6,900円																
警察	7,200円																
特別管理職手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。 勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ	-	千円 40,626	円 252,335												
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	-	千円 823,440	円 148,394												
特別給料調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して給料月額に支給割合(14/100～25/100)を乗じて得た額を支給。	同じ	-	千円 1,791,700	円 784,457												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	-	千円 2,060,014	円 72,575												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円		
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員														
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員															
月額	17,800円	10,200円	7,360円														
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対して支給。	同じ	-	千円 411,672	円 2,379,605												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ145,000円～269,300円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ145,000円～269,300円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円				
	区分					手当の額											
	医師・歯科医師					国家試験に合格してからの期間に応じ145,000円～269,300円											
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ2,000円～10,000円																
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ500円～2,500円																

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
手当地勤務	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合(1級地4/100~2級地8/100)を乗じて得た額を支給。	同じ	-	千円 16,411	円 207,729
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	-	千円 275,187	円 87,555
普及手当 農林業改良	農林業普及改良業務に従事する職員に対し、給料月額に支給割合(8/100~12/100)を乗じて得た額を支給。	-	-	千円 109,507	円 398,207
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合(1級地8/100~3級地16/100)を乗じて得た額を支給。	-	-	千円 151,616	円 225,954
特別手当 義務教育等教員	小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、5,000円から20,200円の範囲内で支給する。	-	-	千円 2,951,649	円 161,318
教育手当 定時制通信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、給料月額に支給割合(8/100又は10/100)を乗じて得た額を支給。 なお、夜間定時制本務の教諭には3,700円を加算。	-	-	千円 124,376	円 393,593
育手当 産業教	農業課程又は工業課程を置く高校で、農業を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、給料月額に10/100を乗じて得た額を支給。	-	-	千円 194,307	円 389,392

(注) 「支給職員1人当たり平均支給年額」は、18年度に支給を受けた職員の1人当たり平均支給年額であり、支給対象である職員の1人当たり平均支給年額ではありません。

(11) 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等			
給 料	知 副 出	知 納	事	945,000円	(1,350,000円)	
			事	832,000円	(1,040,000円)	
			長	728,000円	( 910,000円)	
報 酬	議 副 議	議	長	832,000円	(1,040,000円)	
			長	773,500円	( 910,000円)	
			員	765,000円	( 850,000円)	
期 末 手 当	知 副 出	知 納	事	(18年度支給割合) 3.3月分		
			長	(18年度支給割合) 3.3月分		
退 職 手 当	知 副 出	知 納	事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
			事	135万円×在職月数×0.8	5,184.0万円	任期毎
			長	104万円×在職月数×0.6	2,995.2万円	任期毎
	考	91万円×在職月数×0.4	1,747.2万円	任期毎		
	備		知事の現任期に係る退職手当は支給しない。			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用 に占める職員給 与費比率
18年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	3,122,388	349,140	364,818	11.7	16.2
水道事業	4,326,623	786,986	483,436	11.2	14.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	54	228,255	41,388	95,175	364,818	6,756
水道事業	65	297,636	59,967	125,833	483,436	7,437

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	43歳	373,175円
	団体平均	40.5歳	371,125円
水道事業	長野県	46歳	390,783円
	団体平均	44.9歳	405,134円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（18年度）	
電気事業	1,746千円
水道事業	1,936千円
（18年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3月分	1.45月分
(1.6)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

長 野 県		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～50%加算）		
1人当たり平均支給額		
電気事業	1,746 千円	27,789 千円
水道事業	- 千円	26,065 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		2,785千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		23,402 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業	0.5	53	0.5
水道事業	0.5	65	0.5

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
	%	%
電気事業	1.5	1.5
水道事業	1.5	1.5

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給総額（18年度決算）			千円
		電気事業	655
		水道事業	296
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）			円
		電気事業	23,389
		水道事業	17,427
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）			%
		電気事業	51.9
		水道事業	26.2
手当の種類（手当数）		電気事業 水道事業	電気事業及び水道事業合計で7
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑（直径が15メートル未満のものに限る。）で行う作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）																
		土砂の崩落の危険がある溝、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）																
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）																
		普通高圧以上の活線作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）																
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）																
		水圧鉄管の内部作業	作業1日につき610円（2時間未満の場合370円）																
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	作業1日につき320円（4時間未満の場合200円）																
		次の範囲内で活線に近接して行う作業	作業1日につき320円（4時間未満の場合200円）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電線区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>メートル以内 0.4</td> <td>メートル以内 0.8</td> <td>メートル以内 0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電線区分	頭上	側面	足下	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	メートル以内 0.4	メートル以内 0.8	メートル以内 0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
距離区分 活線の電線区分	頭上	側面	足下																
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	メートル以内 0.4	メートル以内 0.8	メートル以内 0.8																
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1)送電線路補修作業 (2)外線作業 (3)主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4)屋外鉄構の組立て又は架線の作業	作業1日につき320円（4時間未満の場合200円）																
		大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	作業1日につき690円（2時間未満の場合420円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは1,030円（2時間未満の場合620円）																
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは720円（2時間未満の場合440円）																
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	作業1日につき480円（2時間未満の場合290円）																

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	作業1日につき440円(2時間未満の場合260円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定等の作業	作業1日につき440円(2時間未満の場合260円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	作業1日につき480円(2時間未満の場合290円)
取水口危険作業手当	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業に従事した職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	作業1日につき610円(2時間未満の場合370円)
	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業に従事した職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	作業1日につき610円(2時間未満の場合370円)
浄水危険作業手当	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の作業に従事した職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の沈でん池で行う性能試験等で午後8時から翌日の午前6時までの間に行うもの	作業1日につき480円(2時間未満の場合290円)
		ダム湖において行う水質検査のための船上作業	作業1日につき300円(2時間未満の場合180円)
管路内作業手当	職員	送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	作業1日につき610円(2時間未満の場合370円)
発電機保守作業手当	職員	発電所内部における運転中の発電機及び水車の巡視、点検その他の作業	作業1日につき610円(2時間未満の場合370円)
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	作業1日につき360円(4時間未満の場合220円)
用地交渉手当	職員	<p>用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉</p> <p>(1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの</p> <p>(2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの</p>	交渉1日につき800円(2時間未満の場合640円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,240円(2時間未満の場合1,080円)